

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に破壊的な被害をもたらした。

加えて、福島第一原子力発電所では、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

伊方原子力発電所については、近く発生すると予測されている東南海・南海地震ばかりでなく、前面海域にある中央構造線を震源とする直下型地震による被害も懸念されている。

このため、隣県に位置する本県においても、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて県民の不安は日増しに高まっている。

このような状況の中、現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払しょくに努めることは国の責務である。

よって、国におかれては、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査指針等の安全指針類について早急に見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力に関する防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 4 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 5 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払しょくするよう万全の対策に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。